

最高人民法院による 専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の 若干問題に関する解釈（二）

（2016年1月25日最高人民法院審判委員会第1676回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈（二）』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」による改正）

専利権侵害紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國専利法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 専利請求の範囲が2項以上の請求項を有する場合、権利者は訴状の中に、被疑侵害者が自身の専利権を侵害したとして提訴する上での根拠となる請求項を明記しなければならない。訴状にそれが記載されておらず、又は記載が不明確である場合、人民法院は権利者に明確にするよう要求しなければならない。釈明を経てもなお権利者がそれを明確にしない場合には、人民法院は訴えを却下する裁定を下すことができる。

第二条 権利者が専利権侵害訴訟において主張する請求項につき、國務院専利行政部門により無効の決定が下された場合には、専利権侵害紛争案件を審理する人民法院は、権利者の当該無効となった請求項に基づく訴えを却下する裁定を下すことができる。

前述の請求項を無効とする決定が、発効した行政判決によって撤回された旨を証明する証拠がある場合には、権利者は別途提訴することができる。

専利権者が別途提訴する場合には、訴訟時効期間は本条第二項でいう行政判決書が送達された日から起算する。

第三条 専利法第二十六条第三項、第四項に明らかに違反したことにより、明細書を請求項の解釈に用いることができず、かつ、本解釈第四条に定める状況に該当せず、これにより専利権の無効審判を請求された場合には、専利権侵害紛争事件を審理する人民法院は、通常、訴訟を中止する裁定を下さなければならない。合理的な期間内に専利権の無効審判が請求されない場合には、人民法院は請求項の記載に基づいて専利権の保護範囲を確定することができる。

第四条 専利請求の範囲、明細書及び図面の中の文法、文字、句読点、図形、記号等に多義が存するが、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面の閲読を通じて唯一の理解を得られる場合には、人民法院は当該唯一の理解に基づき認定しなければならない。

第五条 人民法院が専利権の保護範囲を確定するとき、独立請求項の前言部分、特徴部分及び従属請求項の引用部分、限定部分に記載された技術的特徴はいずれも限定する作用を有する。

第六条 人民法院は、本案に係る専利との間に分割出願の関係が存するその他の専利及びその専利審査書類、発効した専利権付与・確定の裁判文書を活用し、本案に係る専利の請求項を解釈することができる。

専利審査書類とは、専利の審査、不服審判、無効審判請求手続きにおいて出願人又は専利権者が提出する書面資料、國務院専利行政部門が作成する審査意見通知書（拒絶理由通知）、面接記録、口頭審理記録、発効した専利不服審判請求審査決定書、専利権無効審判請求審査決定書等を含む。

第七条 被疑侵害技術案が、組成物に係る閉鎖式請求項のすべての技術的特徴を含むこ

とを前提に、その他の技術的特徴を追加する場合には、人民法院は、被疑侵害技術案が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。ただし、追加された当該技術的特徴が通常の数量の不可避不純物に該当する場合は、この限りでない。

前項でいう「組成物に係る閉鎖式請求項」は通常、漢方薬の組成物に係る請求項を含まない。

第八条 機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係等について、発明創造においてそれが果たす機能又は効果を通じて限定する技術的特徴をいう。ただし、当業者が請求項の閲読のみを通じて、前述の機能又は効果の具体的な実施形態を直接かつ明確に確定できる場合は、この限りでない。

明細書及び図面に記載された、前項でいう機能又は効果の実現に必要な不可欠な技術的特徴と比較して、被疑侵害技術案の対応する技術的特徴が、基本的に同一の手段によって同一の機能を実現し、同一の効果を達成し、かつ当業者が被疑侵害行為の発生時に創造的労働を経ずして連想できる場合には、人民法院は当該技術的特徴と機能的特徴が同一又は同等であると認定しなければならない。

第九条 被疑侵害技術案が請求項の中の使用環境の特徴に限定される使用環境に適用できない場合には、人民法院は、被疑侵害技術案は専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

第十条 請求項の中で調製方法により製品を区分する技術的特徴について、被疑侵害製品の調製方法がそれと同一でも同等でもない場合には、人民法院は、被疑侵害技術案は専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

第十一条 方法に係る請求項に、技術手順の前後の順序が明確に記載されていないが、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を閲読した後に、当該技術手順を特定の順序に従って実施すべきであると直接かつ明確に想到し得る場合には、人民法院は、当該技術手順の順序が専利権の保護範囲に対して限定する作用を備えていると認定しなければならない。

第十二条 請求項に「少なくとも」、「上回らない」等の用語を用いて数値的特徴を定義し、かつ当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を閲読した後に、専利に係る技術案が当該用語の技術的特徴を限定する作用を特に強調していると考え、権利者がそれと異なる数値的特徴が同等の特徴に該当すると主張する場合には、人民法院はこれを支持しない。

第十三条 専利出願人、専利権者が専利権付与・確認の手続きにおいて専利請求の範囲、明細書及び図面の減縮補正又は陳述が明らかに否定されたことを権利者が証明する場合には、人民法院は、当該補正又は陳述により技術案の放棄は生じていないと認定しなければならない。

第十四条 人民法院は一般消費者が意匠に対して有する知識水準及び認知能力を認定するとき、通常、被疑侵害行為発生時の登録意匠が属する同一又は類似の種類の商品の設計領域を考慮しなければならない。設計領域が比較的大きい場合、人民法院は、一般消費者の通常の注意力では設計間の微細な違いを容易に確認することはできないと認定することができる。設計領域が比較的小さい場合には、人民法院は、一般消費者の通常の注意力をもって設計間の微細な違いをより容易に確認できると認定することができる。

第十五条 組物の登録意匠について、被疑侵害意匠がその1つの意匠と同一又は類似である場合には、人民法院は、被疑侵害意匠が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。

第十六条 組立関係が唯一である組立製品の登録意匠について、被疑侵害意匠がその組

合せ状態下の意匠と同一又は類似である場合には、人民法院は、被疑侵害意匠が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。

各部材間に組立関係がなく、又は組立関係が唯一でない組立製品の登録意匠について、被疑侵害意匠がその全部の単一部材の意匠といずれも同一又は類似である場合には、人民法院は、被疑侵害意匠が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。被疑侵害意匠にその単一部材の意匠が欠如し、又はそれと同一でも類似でもない場合には、人民法院は、被疑侵害意匠は専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

第十七条 変化する製品の意匠について、被疑侵害意匠が変化の状態図に示す各種使用状態下の意匠といずれも同一又は類似である場合には、人民法院は、被疑侵害意匠が専利権の保護範囲に含まれると認定しなければならない。被疑侵害意匠にその1種の使用状態下の意匠が欠如し、又はそれと同一でも類似でもない場合、人民法院は、被疑侵害意匠は専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

第十八条 権利者が専利法第十三条に基づき、特許出願の公開日から特許権付与の公告日までの期間に当該発明を実施した組織又は個人に適当な費用を支払うよう訴える場合には、人民法院は関連する実施料を参照して合理的に決定することができる。

特許出願の公開時に出願人が保護を求めた範囲と特許権付与の公告時の特許権の保護範囲が一致せず、被疑侵害技術案がいずれも前述の2種類の範囲に含まれる場合には、人民法院は、被告が前項でいう期間内に当該発明を実施したと認定しなければならない。被疑侵害技術案がその中の1種類の範囲のみに含まれる場合には、人民法院は、前項でいう期間内に被告が当該発明を実施していないと認定しなければならない。

特許権付与が公告された後、特許権者の許諾を得ずして、生産・経営の目的で、本条第一項でいう期間内にすでに他人が製造、販売、輸入した製品について、使用、販売の申し出、販売を行い、かつ当該他人が専利法第十三条に定める適当な費用をすでに支払い、又は支払いを書面で承諾している場合、権利者の前述の使用、販売の申し出、販売の行為に関する専利権侵害の主張について、人民法院はこれを支持しない。

第十九条 製品売買契約が法により成立する場合、人民法院は、専利法第十一条に定める販売に該当すると認定しなければならない。

第二十条 専利に係る方法により直接取得した製品をさらに加工、処理して得られた後続製品に対して、再加工、処理を行う場合には、人民法院は、専利法第十一条に定める「当該専利に係る方法により直接取得した製品を使用する」に該当しないと認定しなければならない。

第二十一条 関連する製品が専ら専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物等であることを明らかに知りながら、生産・経営の目的で、当該製品を他人に提供して専利権侵害行為を実施させ、権利者が当該提供者の行為は民法典第千百六十九条に定める、他人による侵害行為実施の幫助に該当すると主張する場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

関連する製品、方法に専利権が付与されたことを明らかに知りながら、専利権者の許諾を得ずに、生産・経営の目的で、他人を積極的に誘導して専利権を侵害する行為を実施させ、権利者が当該誘導者の行為は民法典第千百六十九条に定める、他人による侵害行為実施の教唆に該当すると主張する場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十二条 被疑侵害者が主張する先行技術の抗弁又は先行設計の抗弁について、人民法院は、専利出願日時点で施行されている専利法に従って、先行技術又は先行設計を定義しなければならない。

第二十三条 被疑侵害技術案又は意匠が先行の本案に係る専利権の保護範囲に含まれ、

被疑侵害者がある技術案又は意匠に専利権が付与されたことを理由として、本案に係る専利権を侵害していないと抗弁する場合には、人民法院はこれを支持しない。

第二十四条 国、業界又は地方の推奨規格で必須特許の情報が明示的に言及され、被疑侵害者が当該規格の実施に専利権者の許諾が不要であることを理由として、当該専利権を侵害していないと抗弁する場合には、人民法院は通常、これを支持しない。

国、業界又は地方の推奨規格で必須特許の情報が明示的に言及され、専利権者、被疑侵害者が当該専利の実施許諾条件を協議するとき、専利権者が規格制定で承諾した公平、合理、無差別の許諾義務に故意に違反し、これにより専利実施許諾契約を締結できず、かつ協議において被疑侵害者に明らかな過失がない場合は、規格の実施行為の差止めを求める権利者の主張に対して、人民法院は通常、これを支持しない。

本条第二項でいう「実施許諾条件」は、専利権者、被疑侵害者の協議により確定しなければならない。十分な協議を経てもなお合意に達しない場合は、人民法院に確定を求めることができる。人民法院は、前述の実施許諾条件を確定するとき、公平、合理、無差別の原則に基づいて、専利の革新性及び規格におけるその役割、規格が属する技術領域、規格の性質、規格の実施の範囲及び関連する許諾条件等の要素を総合的に考慮しなければならない。

規格の実施における専利について、法律、行政法規に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第二十五条 専利権者の許諾を得ずに製造、販売されたことを知らずに、生産・経営の目的で専利権侵害製品の使用、販売の申し出又は販売を行い、かつ当該製品の合法的な出所を立証する場合は、権利者による前述の使用、販売の申し出、販売の差止めを求める主張について、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、被疑侵害製品の使用者が、すでに当該製品の合理的対価を支払った旨を立証する場合は、この限りでない。

本条第一項でいう「知らずに」とは、実際に知らず、かつ知るべきでないことをいう。

本条第一項でいう「合法的な出所」とは、合法的な販売経路、通常の売買契約等、正常な取引方法により製品を取得することをいう。合法的な出所について、使用者、販売申出人又は販売者は、商習慣に適合する関連証拠を提供しなければならない。

第二十六条 被告が専利権を侵害し、権利者がその侵害行為の差止めを命じる判決を下すよう求める場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、国の利益、公共の利益の見地から、人民法院は、被告に被疑侵害行為の差止めを命じる判決を下さず、相応の合理的費用を支払うよう命じる判決を下すことができる。

第二十七条 権利者が侵害行為により被った実質的損失の確定が困難である場合には、人民法院は、専利法第六十五条第一項の規定に基づき、権利者に対し、侵害者が侵害行為により得た利益を立証するよう求めなければならない。侵害者が得た利益の一応の証拠を権利者がすでに提供し、専利権侵害行為に関連する帳簿、資料を主として侵害者が掌握している状況において、人民法院は、侵害者に対して当該帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が正当な理由なくして提供を拒否し、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張と提供した証拠に基づいて、侵害者が侵害行為により得た利益を認定することができる。

第二十八条 権利者、侵害者が専利権侵害に係る賠償額又は賠償額の計算方法を法により取り決め、また専利権侵害訴訟において、当該取決めに基づき賠償額を決定すると主張する場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十九条 専利権の無効の決定が下された後、当事者が当該決定に基づき法により再審を請求し、専利権無効の決定前に人民法院により下されたが執行されていない専利権侵

害の判決、調停調書の撤回を求めた場合には、人民法院は、再審査を中止し、かつ、原判決、調停調書の執行を中止する裁定を下すことができる。

専利権者が人民法院に十分かつ有効な担保を提供し、前項でいう判決、調停調書の執行を継続するよう求めた場合には、人民法院は、執行を継続しなければならない。侵害者が人民法院に十分かつ有効な反担保を提供し、執行の中止を求める場合には、人民法院はこれを許可しなければならない。人民法院の発効している裁定で専利権無効の決定が撤回されない場合には、専利権者は、執行の継続により相手方にもたらした損失を賠償しなければならない。専利権の無効の決定が、人民法院の発効した裁定により撤回されてもなお専利権が有効である場合には、人民法院は、前項でいう判決、調停調書に基づき、前述の反担保財産を直接執行することができる。

第三十条 法定期間内に、専利権の無効の決定について人民法院に提訴せず、又は提訴後に発効した裁定において当該決定が撤回されず、当事者が、当該決定に基づき法により再審を請求し、専利権無効の決定前に人民法院により下されたが執行されていない専利権侵害の判決、調停調書の撤回を求めた場合には、人民法院は、再審を行わなければならない。当事者が当該決定に基づき、専利権無効の決定前に人民法院により下されたが執行されていない専利権侵害の判決、調停調書の執行終了を法により申請する場合には、人民法院は、執行終了の裁定を下さなければならない。

第三十一条 本解釈は 2016 年 4 月 1 日より施行する。最高人民法院が以前発表した司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずることとする。

出所：2020 年 12 月 31 日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。